対象外種目	厚生労働大臣が定める者のイ	厚生労働大臣が定める者のイに該 当する基本調査の結果
ア 車いす及び車いす付属品	次のいずれかに該当する者	
	(一) 日常的に歩行が困難な者	基本調査1-7 「3.できない」
	(二) 日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認	_
	められる者	
イ 特殊寝台及び特殊寝台付属品	次のいずれかに該当する者	
	(一) 日常的に起きあがりが困 難な者	基本調査1-4 「3.できない」
	(二) 日常的に寝返りが困難な 者	基本調査1-3 「3.できない」
ウ 床ずれ防止用具及び体位変換 器		基本調査1-3 「3. できない」
工 認知症老人徘徊感知機器	次のいずれにも該当する者	
	(一) 意思の伝達、介護者への 反応、記憶・理解のいず れかに支障がある者	基本調査3-1 「1. 調査対象者が意思を他者に 伝達できる」以外 又は
		基本調査3-2~3-7のいずれ か 「2. できない」 又は
		基本調査3-8~4-15のいずれか 「1.ない」以外 その他、主治医意見書において、 認知症の症状がある旨が記載され
		ている場合も含む。
	(二) 移動において全介助を必 要としない者	基本調査2-2 「4.全介助」以外
オ 移動用リフト(つり具の部分を除く)	次のいずれかに該当する者	
任   休 人 )	(一) 日常的に立ち上がりが困 難な者	基本調査1-8 「3.できない」
	(二) 移乗が一部介助又は全介 助を必要とする者	基本調査2-1 「3. 一部介助」又は「4. 全介 助」
	(三) 生活環境において段差の 解消が必要と認められる 者	_
力 自動排泄処理装置	次のいずれにも該当する者 (一) 排便が全介助を必要とす る者	基本調査2-6 「4.全介助」
	(二) 移乗が全介助を必要とす る者	基本調査2-1 「4.全介助」